

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

交際費等該当性が争われた最近の判決等



草間 典子【足立】

はじめに

今回は、TAINSに最近収録された交際費等該当性が争点となった事案をご紹介します。なお、条文番号は係争当時のものとなっています。

I. 飲食代金の業務関連性の程度と課税仕入れ該当性

令5. 5. 12東京地裁
(一部取消し・確定)
Z888-2553

<事案の概要>

甲が代表を務め、広告業を営むA社及びB社は、甲個人名義の複数のクレジットカードで支払った飲食等の代金を交際費等として確定申告したところ、税務調査でこれらの代金は代表者の個人的な飲食であり、交際費等に当たらないとの指摘を受けました。A社及びB社は、修正申告書を提出しましたが、交際費等に当たらないと指摘された飲食等の代金は、業務に必要な交際費等に該当するなど主張して法人税等及び消費税等の更正の請求を行った事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、中小法人損金算入特例を踏まえながら、交際費等と業務関連性の関係を判示し、処分を一部取り消しています。

1 交際費等の判断枠組みについて

法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務に関連するものであって、その遂行上必要であると認められるものでなければならないのであるから、法人が支出した飲食等の代金が交際費等に該当するといえるためには、当該支出に係る飲食等の日時が特定されていることを前提に、当該支出の相手方が事業に関係のある者等であること、当該支出の目的が相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあること、当該支出の態様が租税特別措置法61条の4第4項に規定する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要するというべきである。

2 交際費等と認めなかった支出

(1) 乙のみを相手方とする支出につ

いて検討するに、乙は銀座の高級クラブのほか複数の飲食店を営んでいること、原告ら代表者が乙の経営する飲食店を頻りに利用しており、乙にとって原告ら代表者がいわゆる「お客様」であることなどの事実が認められる。

(2) 原告らは、原告ら代表者が乙の経営する飲食店で様々な者と飲食を通じて交流し人脈を広げることが、原告らの業務と関連する旨主張するが、交際費等について損金不算入制度が採られている趣旨に照らせば、単に人脈を広げるといふ抽象的な必要性があるというだけでは、具体的に原告らの業務と関連性があるということとはできない。

3 交際費等と認められた支出

(1) 丙は写真家として出版、広告等に係るビジュアル写真等の撮影を業としていること、原告ら代表者と共に複数の企業の広告作成等の業務に関与し互いに業務を発注する関係にあり、現在も取引関係を継続していること、原告ら代表者と何度か出張して仕事をし、仕事の後に飲食等を共にしたことなどの事実が認められる。

(2) 丙と原告らは継続的に取引関係にあるものであり、互いに業務を発注するなどの実績があることに照らせば、丙を相手方に含む支出については、その親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために必要なものであることができるから、原告らの業務と具体的に関連性があると認められる。

(3) 交際費等の該当性を検討するに当たり、法人が支出した個別の飲食等に係る接待交際と、その後、当該法人と接待交際の相手方との間で、行われた個別的具体的な取引・契約等との厳密な結び付きが認められない限り、業務との関連性が認められないと解することは、中小法人損金算入特例において年800万円の定額控除限度額が認められていることや、現実に行われている企業の営業・取引活動の実態にそぐわないものであるといわざるを得ないというべきであり、業務との関連性は上記程度の結び付きで足りると解するのが相当である。

4 課税仕入れ該当性について

原告らはカード明細書が帳簿及び請求書等に該当するような主張をするが、原告らが本件各支出に関して保存していた各カード明細書は、消費税法30条8項及び9項に規定する書類ではなく、各カードの発行会社が交付した利用明細を記載したにとどまるものであることから、消費税法30条7項に規定されている帳簿及び請求書等に該当するものではない。

原告らは、課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用を受けるために必要な帳簿及び請求書等に該当する書類の保存をしていないのであるから、丙を相手方に含む飲食等の代金が交際費等に該当するとしても、いわゆる仕入税額控除による消費税額の控除は認められない。

II. 外注先に支出した金員

令4. 12. 20非公開判決
(一部取消し、棄却)
F0-2-1192

<事案の概要>

建設関係の産業廃棄物の収集運搬を行っているA社は、建築現場からの端材や解体物の収集・運搬業務を委託する外注先に対し、請求人の従業員に対する賞与の支給時期と同時期である6月、8月及び12月に金銭を支出し外注費として計上したところ、課税庁から、これら金員は交際費等の額に該当するなどとして法人税等の更正処分等を受けた事案です。

<審判所の判断>

審判所は、下記のように判断して、これら支出は交際費等の三要件を満たしているとしています。なお、この事案では過少申告加算税の計算に誤りがあり賦課決定処分の一部が取り消されています。

(1) 支出の相手方

本件各支出金の支出の相手方は、各外注先であり、請求人の事業関係者等である。

(2) 支出の目的

請求人は、勤務表に基づき、各外注先が請求人に対して行った役務提供の対価を支払っており、本件各支出金については、請求人が各外注先との間で請求人の業務を委託することを約し、

請求人がその約定に基づいた業務に対する役務の提供の対価として支払っているものとは認められない。

本件各支出金について乙が、各外注先は、経験の浅い外注先を指導してもらうなど長年貢献してくれており、請求人にとって生命線だから今後も引き続き一生懸命仕事をしてもらいたい旨、また、請求人が赤字のときには支払わず、また、決算月の5月になれば1年を通しての利益がほぼ確定するので、それに応じて5月の支払金額を決めていた旨答述していたこと等を併せ考慮すれば、本件各支出金に係る支出の動機は、各外注先に対し、請求人の業績を考慮して金銭を支出すること、今後とも従前同様の貢献を期待することや歓心を得ることにあったことと認められる。

(3) 行為の形態

本件各支出金は、金銭により支出されたところ、各外注先との親睦の度を密にし、取引関係の円滑な進行を図る目的で各外注先に直接支出されたものであることからすると、本件各支出金の支出は、各外注先に対する金銭の贈答であると認められる。

(4) 本件各支出金は、いずれも、①「支出の相手方」が事業関係者等であり、②「支出の目的」が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、③「行為の形態」が贈答であると認められ、租税特別措置法61条の4第4項に規定する交際費等に該当する。

おわりに

TAINSで検索される場合は、[詳細検索]⇒[TAINSキーワード]欄に、「交際費」と入力ください。

並び順を「判決の年月日(新しい順)」にさせていただくと、最近の判決・裁決から読むことができます。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール <info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 が楽になる!



MJS公式キャラクター「ミロクちゃん」

仕訳やチェック時間を効率化

NX-ACELINK Pro 会計事務所向けERP

証憑書類 通帳 レシート 領収書 取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 AI-OCR AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック MJS AI監査支援。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人々とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化 検索

